

高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保について

本格的な地方分権時代を迎えるにあたり，中国地方が自立的に発展するためには，県境を越えた広域経済圏形成や都市間交流の促進が重要であり，広域的な交通・物流の基盤となる高速道路ネットワークの早期整備は喫緊の課題である。

加えて，安全で安心な暮らしを確保するとともに，地方の活性化，地域の再生や経済活動の発展を支えるためには，地方が必要とする道路の整備を強力に推進していくことが必要である。

しかしながら，中国地方においては，山陰道や中国横断自動車道などの高速道路のネットワーク化，地域間を連絡する幹線道路の整備，通勤，通学，医療などのための生活道路の充実，市街地における渋滞対策，災害時の緊急輸送道路の確保，さらには橋梁等既存ストックの適切な維持管理など多くの課題が残っている。

こうした中，本年度より道路特定財源が一般財源化され，従来の地方道路整備臨時交付金に代わる地域活力基盤創造交付金の創設により地方への補助金，交付金は前年度並みの額が確保されたものの，国の直轄事業は大幅に削減され，基幹ネットワークを着実に整備する上でも課題が残った。

ついては，今後中国地方の未整備の高速道路をはじめ，各県が必要とする道路の整備が計画的・重点的に進められるべく，中国地方知事会として次の事項について政府が取り組まれるよう強く要請する。

- 1 地方が自立して発展するための基礎的インフラである高速道路ネットワークは，国土政策として国の責任において早期に完成させること。
 - (1) 山陰道の未事業区間について早期に事業化を行うと共に，新直轄方式など，地方負担軽減のための財政措置を講ずること。
 - (2) 中国横断自動車道など事業中の高速道路について，早期の事業効果発現のため一層の整備促進を図るとともに，完成目標を明らかにすること。
 - (3) 高速道路料金の引下げによる効果をより発揮させるため，暫定2車線供用区間の早期4車線化を図ること。

- 2 道路整備財源が一般財源化されても道路整備の必要性に変わり

はなく、地方に必要な道路整備が確実に進められるよう特に下記の事項について措置すること。

- (1) 国・地方合わせて必要な道路財源を確保したうえで、高速道路など遅れている地方の道路整備の実情を踏まえ、優先的にその財源を投入すること。
- (2) 今年度創設された地域活力基盤創造交付金は、道路を中心に関連するその他のインフラ整備やソフト事業も対象となったことを踏まえ、地方の要望に十分応えられるようその財源を確実に確保するとともに、地方が実情に応じて活用できる自由度の高い制度とすること。

- 3 道路整備の事業評価にあたっては、走行時間短縮、走行経費縮減、事故減少といった直接的な便益のみならず、地方の道路が有する地域の活性化や安全安心な生活の確保など多様な効果を適切に反映すること。
- 4 今後の税制抜本改革における道路関係諸税の税率等の検討においては、道路特定財源制度としての受益と負担のあり方を検証するなど、十分な議論を行うこと。

平成 21 年 5 月 27 日

中国地方知事会

| | | |
|-------|----|-----|
| 鳥取県知事 | 平井 | 伸治 |
| 島根県知事 | 溝口 | 善兵衛 |
| 岡山県知事 | 石井 | 正弘 |
| 広島県知事 | 藤田 | 雄山 |
| 山口県知事 | 二井 | 関成 |